

2 高土政第 1230 号  
令和 3 年 3 月 16 日

土木部各課長

様

各土木事務所長

土木部長

### 「週休 2 日制モデル工事」実施要領の一部改正について（通知）

このことについて、高知県土木部における「週休 2 日制モデル工事」実施要領（平成 29 年 10 月 2 日付け 29 高土政第 671 号土木部長通知）の一部を別添のとおり改正しましたので、通知します。

なお、この「週休 2 日制モデル工事」実施要領については、高知県土木部が発注する建設工事（建築工事を除く。）に適用するものとします。

改正内容は下記のとおりです。

#### 記

#### 1 概要

建設業における労働環境改善の取り組みを推進するため、「週休 2 日制モデル工事」の対象工事を拡大するとともに、実施した場合における経費の補正対象を拡充しました。

#### 2 改正内容

##### （1）対象工事の拡大

「週休 2 日制モデル工事」については、請負対象金額 2,500 万円以上の工事を対象としていましたが、この金額要件を撤廃し、緊急応急工時など、週休 2 日に取り組むことが適切でないと認められる工事を除く、全ての工事を対象とします。

##### （2）経費補正の拡充

「週休 2 日制モデル工事」を実施した場合、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費、現場管理費を割増補正しているところですが、市場単価についても補正対象に追加します。

#### 3 施行日

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日以降に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用します。

なお、土木積算システムでは、単価適用が令和 3 年 4 月 1 日以降の案件に対して、改正後の補正係数が適用されます。（土木積算システムが適用されるまでの補正計算については別途通知予定）

(問い合わせ先)

土木政策課 契約担当

TEL : 088-823-9813

技術管理課 設計基準担当

TEL : 088-823-9826

## 「週休2日制モデル工事」実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」(以下、「モデル工事」という。)を実施するにあたり必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 発注者が指定した工事(以下「発注者指定型」という。)、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事(以下「受注者希望型」という。)を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。

(1) 現場施工が7日未満の工事

(2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事(緊急応急工事を含む)

2 前項のほか、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適当と認めた場合は、モデル工事の対象とする。なお、この場合の工事日数の延長については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

### (対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。

### (休工日の確保)

第4条 受注者は、モデル工事を実施している期間中の休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を除く全ての作業を中断し、現場を閉所するものとする。

2 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等、やむを得ず休工日に作業する場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

なお、4週8休とは、労働時間の区切りを4週とし、この間に8日の休日を確保する制度をいう。

3 降雨、降雪等で作業予定日を休工日とする場合は、休工日を振り替えできるものとし、その場合の4週8休(受注者希望型においては4週6休及び4週7休を含む。)もモデル工事として認めるものとする。

#### (実施方法)

- 第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、別途、土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。
- 2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定するものとする。
  - 3 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。

なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。
  - 4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。
  - 5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。（別紙3参照）
  - 6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。
  - 7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面で提出するものとする。
  - 8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面により発注者に報告するものとする。
  - 9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。
  - 10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。

#### (経費の負担)

- 第6条 発注者指定型にあっては、別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注するものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。
- 2 受注者希望型にあっては、現場の閉所状況に応じ、別紙4に掲げる補正（契約変更）を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。

なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。

(工事成績評定)

第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。

2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、標準工事日数を2割程度延長していることを踏まえて評価するものとする。

(アンケート調査等)

第8条 発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(その他)

第9条 モデル工事の実施にあたって、本要領に定めのない事項は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

附則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（受注者希望型）

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事であり、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定している。

実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」実施要領における受注者希望によるものとし、下記のホームページを参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

第〇条 「週休2日制モデル工事」の実施について（発注者指定型）

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事であり、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設比率、現場管理费率を補正し、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定している。施工後に現場閉所の達成状況を確認するものとし、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更するものとする。

実施にあたっては、「週休2日制モデル工事」実施要領における発注者指定型によるものとし、下記のホームページを参照すること。

高知県土木部土木政策課ホームページ

(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170201/>)

技術次長	技 査	課 長	チーフ	担当

## 工事条件変更等確認要求書

令和〇年〇月〇日

高知県知事様

(受注者)

印

建設工事請負契約書第18条第1項の規定により、次のとおり工事条件変更等の確認を求めます。

1 工事名（工事番号）	県道〇〇線道路改良工事（〇〇 第〇〇号）
2 工事場所	高知県〇〇市〇〇町〇〇
3 工期	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
4 変更事項	<p>建設工事請負契約書第18条第1項第4号による。</p> <p>具体的な事項（必要に応じて図面、写真を添付して説明すること）</p> <p>特記仕様書第●条の規定により「週休2日制モデル工事」を実施したいので、確認をお願いします。</p>

うえのことについては、次のとおり措置して下さい。

令和〇年〇月〇日

(受注者)

株式会社〇〇建設  
代表取締役〇〇〇〇様

高知県知事

印

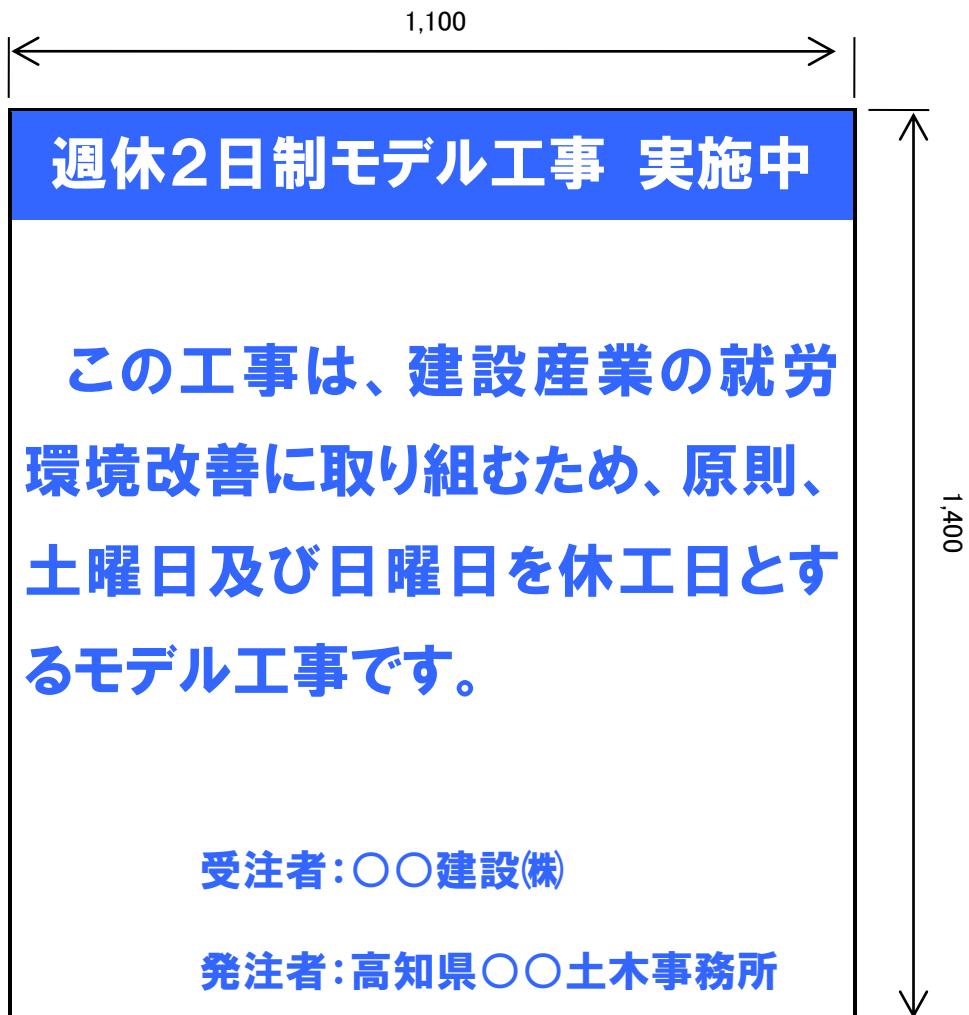
5 変更事項に対する措置方法（図面による場合は図示するとともに、措置方法不要の場合は不要と書く）

上記事項について適切と認めますので、施工計画書提出時にモデル工事に対応した工程表を監督職員に提出してください。

注 1 受注者は「4 変更事項」までを記入したものを3部作成して監督職員に2部提出する。

2 監督職員は記入事項を確認のうえ「5 変更事項に対する措置方法」を回議、押印のうえ受注者に1部送付し、各々が相手方押印のあるものを1部ずつ保管する。

(掲示例)



※受注者は、工事現場の見やすい位置にPR看板を設置するもの  
とする。

## 週休2日制モデル工事における経費等の補正係数について

	補 正 係 数				
	【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】		
	4週6休以上 7休未満※2	4週7休以上 8休未満※3	4週8休以上		
労務費※1	1.01	1.03	1.05		
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04		
共通仮設費	1.02	1.03	1.04		
現場管理費	1.03	1.04	1.06		
市場単価 (土木工事標準積算基準)	鉄筋工	1.01	1.03	1.05	
	ガス圧接工	1.01	1.02	1.04	
	インターロッキング ブロック工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.01	1.03	1.04
		撤去	1.01	1.03	1.05
	防護柵設置工（落石防護柵）	1.00	1.01	1.02	
	防護柵設置工（落石防護網）	1.01	1.02	1.03	
	道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.01
		撤去・移設	1.01	1.03	1.04
	道路付属物設置工	設置	1.00	1.01	1.02
		撤去	1.01	1.03	1.05
	法面工	1.00	1.01	1.02	
	吹付杵工	1.01	1.02	1.03	
	鉄筋挿入工（ロックボルト工）	1.01	1.02	1.03	
	道路植栽工	植樹	1.01	1.03	1.05
		剪定	1.01	1.03	1.05
	公園植栽工	1.01	1.03	1.05	

		補正係数		
		【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】
		4週6休以上 7休未満※2	4週7休以上 8休未満※3	4週8休以上
市場単価 (港湾請負工事積算基準)	橋梁用伸縮継手装置設置工	1.00	1.01	1.02
	橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	1.01	1.02	1.04
	橋面防水工	1.00	1.01	1.02
	薄層カラー舗装工	1.00	1.00	1.01
	グルーピング工	1.00	1.01	1.01
	軟弱地盤処理工	1.00	1.01	1.02
	コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)	1.00	1.01	1.01
市場単価 (港湾請負工事積算基準)	底面工	-	-	1.04
	マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	-	-	1.01
	支保工	-	-	1.05
	足場工	-	-	1.03
	鉄筋工	-	-	1.05
	吊鉄筋工	-	-	1.05
	型枠工	-	-	1.04
	コンクリート打設工	ポンプ車 打設	-	1.04
		ポンプ車 打設以外	-	1.05
	止水板工	-	-	1.05
	上蓋工	-	-	1.05
	伸縮目地工	-	-	1.03
	係船柱取付	-	-	1.05
	防舷材取付	-	-	1.05
	車止・縁金物取付	-	-	1.05
	係船柱撤去	-	-	1.05
	防舷材撤去	-	-	1.05
	車止撤去	-	-	1.05
	電気防食取付	-	-	-
	防砂目地板取付工(陸上施工)	-	-	1.05
	防砂目地板取付工(水中施工)	-	-	-
	吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	-	-	-

補 正 係 数			
	【受注者希望型】	【受注者希望型】	【発注者指定型】 【受注者希望型】
	4週6休以上 7休未満※2	4週7休以上 8休未満※3	4週8休以上
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物)	-	-	1.04
ペトロラタム被覆	-	-	-
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	-	-	1.05
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	-	-	-
かき落とし工	-	-	-
汚濁防止膜設置・撤去・移設	-	-	-
汚濁防止枠設置・撤去	-	-	-
灯浮標設置・撤去	-	-	-
汚濁防止膜 保守管理	海上目視点検作業船 あり・水中目視点検	-	-
	海上目視点検作業船 なし	-	-
			1.01
			1.05

※1 工場製作等に係る労務費については、割増補正の対象外とする。

※2 4週6休以上7休未満：現場閉所率 21.4% (6/28日) 以上 25.0%未満

※3 4週7休以上8休未満：現場閉所率 25.0% (7/28日) 以上 28.5%未満

※4 土木工事標準単価については、現場閉所の達成状況に応じ、物価資料に掲載のある単価の平均値を採用する。

「週休2日制モデル工事」実施要領新旧対照表

新	旧
<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）、又は発注者がモデル工事と定めた工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p>(1) <u>現場施工が7日未満の工事</u></p> <p>(2) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）</p> <p>2 前項のほか、工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適當と認めた場合は、モデル工事の対象とする。なお、この場合の工事日数の延長については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 <del>請負対象金額2,500万円以上の工事のうち</del>発注者が指定した工事（以下「発注者指定型」という。）、又は発注者がモデル工事と定めた<del>請負対象金額2,500万円以上の</del>工事のうち、受注者から請求があった工事（以下「受注者希望型」という。）を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事については対象外とする。</p> <p>(1) <u>契約工期が140日未満の工事</u></p> <p><del>(2) 工場製作期間等が工期の大半を占める工事（全体工期のうち現場施工が90日未満の工事）</del></p> <p><del>(3) 社会的要請等により早期の工事完成が必要な工事（緊急応急工事を含む）</del></p> <p>2 前項のほか、<del>請負対象金額2,500万円以上の工事のうち</del>工事着手前に受注者からモデル工事の実施について協議があり、適當と認めた場合は、モデル工事の対象とする。なお、この場合の工事日数の延長については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。</p>
<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、別途、<u>土木政策課が行う実施状況に係る調査の際に、所定の様式により報告するものとする。</u></p> <p>2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定するものとする。</p> <p>3 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。</p>	<p>第3条～第4条 (略)</p> <p>(実施方法)</p> <p>第5条 第2条により、モデル工事の対象とした工事は、<u>別添様式により土木部土木政策課契約担当まで報告するものとする。</u></p> <p>2 発注者は、モデル工事の実施にあたって、特記仕様書にモデル工事の対象である旨を明示（別紙1参照）し、標準工事日数を2割程度延長した工期を設定するものとする。</p> <p>3 モデル工事の実施を希望する受注者は、契約後速やかに「工事条件変更等確認要求書」（別紙2参照）により発注者に確認の請求を行い、発注者は、確認した結果を受注者に通知するものとする。 なお、モデル工事を実施しない場合においても、前項で設定した工期は変更しないものとする。</p> <p>4 受注者は、施工計画書の提出時にモデル工事に対応した工程表を作成し、監督職員と協議するものとする。</p>

<p>5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)</p> <p>6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。</p> <p>7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面で提出するものとする。</p> <p>8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p> <p>10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</p>	<p>5 受注者は、モデル工事である旨を、工事看板等で工事現場に掲示するものとする。(別紙3参照)</p> <p>6 受注者は、下請企業を含む現場の全ての労働者に対して、休工日には事務作業や他現場での作業を行わないよう要請するものとする。</p> <p>7 受注者は、第4条第2項の規定により、やむを得ず工程表で定めた休工日に作業を行う場合は、事前にその理由を発注者に書面で提出するものとする。</p> <p>8 受注者は、第4条第3項の規定により、作業予定日を休工日とする場合は、休工日の前日までに書面により発注者に報告するものとする。</p> <p>9 受注者は、休工日を確保したことが確認できるように工事日誌に休工日を記載し、発注者に提出するものとする。</p> <p>10 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等は行わないものとする。</p>												
<p>(経費の負担)</p> <p>第6条 発注者指定型にあっては、<u>別紙4に掲げる4週8休の補正を行った上で発注する</u>ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <p>2 受注者希望型にあっては、現場の閉所状況に応じ、<u>別紙4に掲げる補正（契約変更）</u>を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</p> <p>なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。</p>	<p>(経費の負担)</p> <p>第6条 <u>発注者は、</u>発注者指定型にあっては、<u>当初の予定価格の設定において、次に掲げる経費に、それぞれの補正係数を乗じた補正を行う</u>ものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・労務費 1.05</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・機械経費(賃料) 1.04</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>・共通仮設費 1.04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>・現場管理費 1.06</u></td> </tr> </table> <p>2 <u>発注者は、</u>受注者希望型にあっては、現場の閉所状況に応じ、<u>あらかじめ契約図書に示された次に掲げる経費に、それぞれ補正係数を乗じて契約変更</u>を行うものとする。ただし、工事着手前にモデル工事に係る協議が整わなかったものは、対象としない。</p> <p>なお、祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）を休工日とした場合についても、現場閉所率に含めるものとする。</p> <p style="color: red;">(1) 4週8休以上（週休2日）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・労務費 1.05</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・機械経費(賃料) 1.04</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>・共通仮設費 1.04</u></td> <td style="text-align: center;"><u>・現場管理費 1.06</u></td> </tr> </table> <p style="color: red;">(2) 4週7休以上8休未満（現場閉所率 25.0%（7/28日）以上28.5%未満）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・労務費 1.03</u></td> <td style="width: 50%; text-align: center;"><u>・機械経費(賃料) 1.03</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>・共通仮設費 1.03</u></td> <td style="text-align: center;"><u>・現場管理費 1.04</u></td> </tr> </table>	<u>・労務費 1.05</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.04</u>	<u>・共通仮設費 1.04</u>	<u>・現場管理費 1.06</u>	<u>・労務費 1.05</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.04</u>	<u>・共通仮設費 1.04</u>	<u>・現場管理費 1.06</u>	<u>・労務費 1.03</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.03</u>	<u>・共通仮設費 1.03</u>	<u>・現場管理費 1.04</u>
<u>・労務費 1.05</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.04</u>												
<u>・共通仮設費 1.04</u>	<u>・現場管理費 1.06</u>												
<u>・労務費 1.05</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.04</u>												
<u>・共通仮設費 1.04</u>	<u>・現場管理費 1.06</u>												
<u>・労務費 1.03</u>	<u>・機械経費(賃料) 1.03</u>												
<u>・共通仮設費 1.03</u>	<u>・現場管理費 1.04</u>												

	<p style="text-align: right;">(3) 4週6休以上7休未満(現場開所率21.4% (6/28日) 以上25.0%未満)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・労務費 1.01</td><td style="width: 50%;">・機械経費(賃料) 1.01</td></tr> <tr> <td>・共通仮設費 1.02</td><td>・現場管理費 1.03</td></tr> </table>	・労務費 1.01	・機械経費(賃料) 1.01	・共通仮設費 1.02	・現場管理費 1.03
・労務費 1.01	・機械経費(賃料) 1.01				
・共通仮設費 1.02	・現場管理費 1.03				
(工事成績評定)	(工事成績評定)				
第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。	第7条 モデル工事のうち4週8休を達成した工事については、「創意工夫」の「その他」項目で加点評価する。なお、達成できなかった場合であっても減点は行わない。				
2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、標準工事日数を2割程度延長していることを踏まえて評価するものとする。	2 発注者指定型において4週8休が達成されなかった工事、及び受注者希望型において4週6休、4週7休又は4週8休が達成されなかった工事の「工程管理」に関する評価項目は、標準工事日数を2割程度延長していることを踏まえて評価するものとする。				
(アンケート調査等)	(アンケート調査の実施)				
第8条 <u>発注者がモデル工事に関するアンケート調査やヒアリングを実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。</u>	第8条 <u>受注者は、完成検査後に発注者が実施するアンケートに協力しなければならない。</u>				
第9条 (略)	第9条 (略)				
附則	附則				
この要領は、平成29年10月2日から施行する。	この要領は、平成29年10月2日から施行する。				
附則	附則				
この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。	この要領は、平成30年10月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。				
附則	附則				
この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。	この要領は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する。				
附則					
<u>この要領は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札又は指名通知を行う工事から適用する</u>					